

河長監第24-5号

平成30年10月30日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

道端 俊彦

### 監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 記

#### 第1 監査対象

都市づくり部

#### 第2 監査対象期間

平成29年度及び平成30年度（監査実施時まで）

#### 第3 監査実施期間

(1) 書類監査 平成30年6月25日（月）から平成30年10月  
15日（月）まで

(2) 委員監査 平成30年10月26日（金）

#### 第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

## 第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

## 第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

### 指摘事項

#### <都市創生課>

##### 1 出資団体について

都市創生課は、三日市町駅整備株式会社に出資していましたが、その出資金の権利を証明する書面の保管を会計管理者に依頼していませんでした。都市創生課は、出資金が担保されていることを適時確認し、河内長野市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）第15条第2項の規定に基づき、出資金の権利を証明する書面の保管を会計管理者に依頼しておく必要があります。

#### <道路課>

##### 2 委託契約について

道路課は、多数の委託契約を実施していましたが、次の事実が多数見受けられました。

- (1) 仕様書に記載している業務履行計画書等の提出物が提出されていないもの
- (2) 仕様書の内容が明確でないもの
- (3) 主要な業務内容が承諾なく再委託されているもの
- (4) 契約の締結が遅延しているもの

道路課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。また、仕様書と現実の事務の相違を検証し、適切な業務履行が図られるよう、仕様書の変更や受託者に対する指示を行う必要があります。また、道路課は、再委託が行われる際には、適切に再委託の承諾を行う必要があります。

#### <公園河川課>

### 3 指定管理について

市長は、議会の議決を受け、公益財団法人河内長野市公園緑化協会（以下「協会」という。）を都市公園の指定管理者に指定していました。公園河川課は、協会と指定管理期間に係る河内長野市都市公園等の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結し、これに基づき、年度ごとに年度協定書を締結していました。

平成30年度は、基本協定書に記載のある緑化推進・啓発業務を別途委託業務として実施していました。協会が行う指定管理業務は、公園内における行為の制限に係る事項の許可等に関する業務、ゲートボール場の使用許可等に関する業務、公園の維持管理に関する業務と条

例で規定されています。公園河川課は、指定管理業務の範囲を整理し、指定管理に係る基本協定書等に反映させ、適切な予算及び事務執行を行う必要があります。

また、平成30年度の年度協定書締結の決裁には、指定管理業務以外の内容を含んだ協会全体の事業計画書が添付されていました。公園河川課は、協会の事業計画書について、指定管理業務に係る自主事業と指定管理業務に係る事業の区別が明確に分かるよう指導する必要があります。

さらに、事業報告書として提出を求めている河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第6条第1項に規定する指定管理者の公の施設における職員の出勤管理表等がありませんでした。公園河川課は、事業報告書として都市公園管理に係る職員の出勤管理表の提出を求める必要があります。

#### 4 出資による権利について

公園河川課は、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構に30万円、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会に11万円、公益財団法人河内長野市公園緑化協会に3億円を出捐していました。しかし、その出捐の権利を証明する書面がありませんでした。公園河川課は、出捐金が担保されていることを適時確認し、公有財産規則第15条第2項の規定に基づき、権利を証明する書面の保管を会計管理者に依頼しておく必要があります。

#### 5 物権について

公園河川課は、汐の宮公園の排水のため、平成29年度に地役権を

設定していました。

また、公園河川課が所管する水路等の用益物権に係る財産台帳の副本は、土地の様式を使用し、作成していました。

都市づくり部長は、公有財産規則の様式第17号(4)財産台帳（用益物権）の様式を用いて用益物権に係る財産台帳を作成し、公有財産規則第15条第1項の規定に基づき、様式第3号(4) 公有財産取得通知書（用益物件）に關係書類を添えて総務部長あてに通知する必要があります。